

「予防接種法施行令の一部を改正する政令案」、「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案」及び「予防接種に関する基本的な計画の一部を改正する件（案）」について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

1. 改正の趣旨及び概要について

(1) 医療手当等の額の改定について【施行令】

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に規定する医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金及び遺族一時金（以下「医療手当等」という。）の額については、毎年度、全国消費者物価指数の変動による関係手当額の改定に準拠し、給付額の改定を行っている。今般、全国消費者物価指数の対前年度比変動率が2.7%の上昇となったことに伴い、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「施行令」という。）の一部を改正し、医療手当等の額についても同様に引上げを行う。

法に規定する障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算の額については、毎年度、人事院勧告に準拠した関係手当額の改定に準拠し、額の改定を行っている。今般、人事院勧告を実施するための月例給の改定が行われ、2.76%引き上げられることに伴い、令和7年4月より、当該障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算の額についても、引上げを行う。

葬祭料は、葬祭を行うために必要な経費の実態料金に応じた額の改定を行う。これは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）に基づく葬祭料に合わせて改定されており、また、被爆者援護法に基づく葬祭料は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく葬祭扶助基準額に合わせて改定を行っている（同額改定）。

(2) 带状疱疹に係る予防接種について【施行令、施行規則及び実施規則】

法に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）について、令和7年4月1日から「带状疱疹」を定期接種の対象疾病に追加することに伴い、施行令、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）について、以下の内容の改正を行う。

○ 対象疾病の追加【施行令】

定期の予防接種を行うB類疾病として带状疱疹を定める。

○ 対象者【施行令及び施行規則】

対象者は以下のとおりとする。

- 一 65歳の者
- 二 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

※ 経過措置として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、令和7年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者も対象とする。

また、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も対象とする。

- 予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準【施行規則】
帯状疱疹の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準については、施行規則第5条において規定する水痘ワクチンの基準と同じ基準とする。

- 接種方法【実施規則】

接種方法は、以下のいずれかの方法によるものとする。

- ・ 乾燥弱毒生水痘ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法
- ・ 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを2月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法（医師が医学的知見に基づき必要と認める場合にあっては、当該ワクチンを1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法）

- 長期療養特例【施行令】

定期接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別の事情があることにより定期接種の期間に予防接種を受けられなかった者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年間は定期接種の対象者とする。

- (3) ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種の特例について【施行令】

平成25年6月14日以降のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の積極的勧奨の差し控えにより、当該定期接種を受ける機会を逸した者（平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女子）について、令和4年4月1日から令和7年3月31日

までの間において、特例の定期接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の対象者としている。

令和6年度でキャッチアップ接種が終了するところ、令和6年夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、キャッチアップ接種の期間中に1回以上接種している者について、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設ける。

これに伴い、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、キャッチアップ接種の対象者及び令和6年度が定期接種の最終年度になる平成20年度生まれの女子のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に少なくとも1回以上接種を受けているものについて、特例的に定期接種の対象者とする。

（4）予防接種済証の様式について【施行規則】

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、予防接種済証については、市区町村長又は都道府県知事の氏名の記載を不要とするとされたことを受け、施行規則第4条第1項及び第2項に基づく予防接種済証に係る様式第1号及び第2号について、それぞれ「都道府県市区町村長氏名」、「都道府県知事又は市区町村長氏名」とされているところ、「都道府県市区町村長」、「都道府県知事又は市区町村長」と改正し、氏名の記載までは不要とする。また、施行規則第4条第2項に基づく予防接種済証に係る様式第3号について、新たに「接種国」及び「証明書発行年月日」の記載を追加する。

（5）予防接種に関する基本的な計画の一部改正について【基本計画】

法第3条第1項に基づき予防接種に関する基本的な計画（平成26年厚生労働省告示第121号。以下「基本計画」という。）が定められているところ、基本計画制定時からの予防接種施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、同条第3項に基づき、基本計画に再検討を行い、所要の改正を行うもの。

今般の基本計画の主な改正事項は以下のとおり。

① 予防接種のデジタル化の着実な推進

- ・ 国が、個人番号カードによる対象者確認の仕組みを前提としたシステムを整備することによる、接種事務の効率化、利便性の向上、接種率の迅速な把握等の実施
- ・ 予防接種データベースの構築及び当該データベースと公的データベース（NDB等）を連結した解析の実施

② 科学的知見に基づいた予防接種施策の推進

平時から予防接種データベース等を活用し、公的データベース（NDB等）と連結した解析を行うなど、有効性・安全性評価の観点で詳細な分析の実施

③ コロナの経験を踏まえた予防接種施策の推進

- ・ コロナの経験を踏まえた予防接種健康被害救済制度における体制の強化、審査手続の迅速化
- ・ 科学的に正確でない受け取り方がなされうる情報への対応も含めた、国民の理解の促進に資する情報発信の推進

④ その他予防接種施策の推進

- ・ 予防接種に要する接種費用について、ワクチンに関する価格調査等の実施による接種費用の見える化、透明化の確保、接種費用の適正化
- ・ 現に我が国に存在する疾患に対し、疾病負荷が高い感染症を対象とした公衆衛生上必要性の高いワクチン開発の推進
- ・ ワクチンの需給ひっ迫に対する平時からの備えを進め、需給の変動に備えた取組方針の整理

3. 根拠条項

(1) 予防接種法施行令の一部を改正する政令案

法第2条第3項第3号、第5条第1項及び第17条第1項

(2) 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案

法第11条及び第12条第1項並びに(1)による改正後の施行令第3条第1項

(3) 予防接種に関する基本的な計画の一部を改正する件(案)

法第3条第3項

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年3月下旬(予定)
- 施行期日：令和7年4月1日